

# 会 議 録

《会議名称》平成 28 年度 第 1 回岸和田市景観審議会 《開催日時》平成 28 年 5 月 26 日(木) 15:00~17:30 《開催場所》岸和田市役所 新館 4 階 第 1 委員会室	承認		
	会長	大野 委員	岡田 委員
	6/13	6/9	6/9

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

大野 委員	岡田 委員	奥 委員	加我 委員	岸田 委員	小池 委員	坂井 委員	田 委員	西川 委員	平田 委員	藤田 委員	堀田 委員	行 委員	頼友 委員
○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○

（委員 14 名中、12 名出席）

岸和田市) 根末副市長 大井まちづくり推進部長  
 事務局) 都市計画課 山田、高橋、中島、和田  
 傍聴者) 1 名

《概 要》

- 議案第 1 号 会長、副会長の選出
- 議案第 2 号 岸和田市景観審査小委員会の設置
- 議案第 3 号 ここに残る景観資源発掘プロジェクト「ここに残る水辺景観」について

《内 容》

1. 開会

- 岸和田市景観審議会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、審議会の成立を確認。
- 副市長あいさつ

2. 委嘱状交付

- 副市長より各委員へ手交

3. 委員紹介

- 自己紹介（この後、副市長は公務のため退席）

4. 議案第 1 号 会長、副会長の選出

- 岸和田市景観審議会規則第 5 条の規定に基づき、互選により会長に藤田委員を選任、会長の指名により副会長に加我委員を選任。

5. 会議録承認者の指名

- 慣例（平成 23 年 2 月 18 日開催の景観審議会での申合せ）に基づき、藤田会長より平成 28 年度第 1 回岸和田市景観審議会の会議録承認者として、大野委員、岡田委員の 2 名を指名。

6. 議案第 2 号 岸和田市景観審査小委員会の設置

- 岸和田市景観審議会規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、藤田会長により、加我副会長、岡田委員、岸田委員、堀田委員、藤田会長の 5 名を指名。

## 7. 議案第3号 ころに残る景観資源発掘プロジェクト「ころに残る水辺景観」について

### ①募集テーマについて

■募集テーマを「ころに残る水辺景観」とすることの了承を得た。

### ②発掘したい応募対象の「水辺景観」（案）について

(委員) これまでに指定された樹木を近くで観ようと現地に向かったが、私有地のため近くまで寄り付くことが出来なかった経験がある。「誰もが観ることが可能」という応募条件は、必須であると思う。

(委員) 日常的にアクセス出来ない阪南2区干潟のような場所でも、イベント等で親しむことが可能であれば、景観意識の高揚につながるので、応募対象となると思われる。

(会長) 景観資源の近くまで寄り付けるとベストだが、これまでも遠景として観ることが可能であれば応募対象としている。

(委員) 「豊かな生態系」は、自然の水辺の生き物をイメージさせる。「水辺とともに生きる人々の営み」は、里の景観区から自然緑地景観区の人との関わりの中で保全されてきた豊かな水辺をイメージさせる。「海辺のウォーターフロント再生など」では、自然環境への配慮となっている。自然関連以外は、応募対象にならないと認識されてしまわないか。

(委員) 防潮水門のような大規模土木構造物で、自然環境への配慮の点では弱いものであっても、魅力的な水辺を形成しているのであれば応募可能とすべきではないか。

(委員) 港まつり花火大会やベイサイドモールの水辺は若いカップルが行くと思うので、応募の幅を広げる意味で「クール、おしゃれ」といった水辺も対象としてはどうか。

(委員) 再生という言葉はあるが、歴史という言葉がないため、応募対象にならないと認識されてしまわないか。歴史と云えば、近世のものが中心となりがちだが、近現代も含め、次の世代まで受け継いでいくべき水辺の発掘を期待したい。

(事務局) 歴史的魅力のある水辺も応募頂きたいと考えているが、歴史という言葉在前面に出すと歴史の浅い水辺景観が応募されにくいという逆の見方もあるので、「水辺とともに生きる人々の営み」と表現した。

(委員) 新しい観点と歴史的な保全のコンビネーションを見失わず、良いものを将来に引き継ぐというメッセージも大切だと感じる。

(委員) 応募対象の項目数を限定していないのであれば、それらを追加することで、応募対象がより判りやすくなると思われる。

(会長) どのような文言を追加することが良いと思われるか。

(委員) おしゃれでクールというイメージは、賑わいや親しみという言葉で例えられないか。

(委員) 旧市街・歴史景観区の基本目標「歴史と新しさが織りなす魅力空間の創出」という表現を参考にすれば良いと思われる。

(委員) 今、小学生にもわかりやすい柔らかい表現が好ましいと思って考えているが、なかなか妙案が浮かばない。

(会長) 「歴史と新しさが織りなす、おしゃれでクールな水辺」という言葉が出ている。具体的な文言は、後日、事務局で案を作成するが、応募対象(案)に、これら2つの項目を追加するという事で応募対象について了承を頂けるか。

■応募対象を2項目追加することで了承を得た。

■追加する2つの項目の文言については、会長一任することの了承を得た。

### ③応募用紙やポスター（案）について

（委員）たくさんの応募を頂くには、ポスターに掲載する写真の選定が重要になると思われる。

（委員）干潟などアクセス制限されている場所をあえてポスターに使用することは好ましくない。

（委員）景観発掘としては、子どもなど人が映っている写真を使用する方が良い。

（会長）この点も踏まえ、事務局で使用する写真の再考をお願いしたい。

■委員意見を踏まえ、使用する写真を事務局にて再考する。

■使用する写真の承諾については、会長一任することの了承を得た。

### ④委員会が優れた資源を推薦する方法（案）について

（委員）ここに残る景観資源への指定により、どのような効果があるのかということが審査基準となっているが、(1)～(3)は指定後において期待する効果に対する基準であり、①～③は現状に対する基準と認識して良いか。

（事務局）そのとおり。

（委員）基準毎の評価を数値化して推薦すると思われるが、各基準の総和で推薦順位を決定するのか。特化した資源が埋もれてしまう可能性もあるので、明確な算定式が必要ではないか。

（会長）これまで同様に、各項目における評価値の総和でなく、応募書類、まちかど投票、現地調査等の結果を総合的に判断して推薦物件を決定する。

（委員）そうであれば、実施要領（案）の別表2「基準」を「評価の視点と考えられる効果」に訂正すべきと思われる。

（委員）応募により初めて資源を知ることが多く、個人的にも楽しませてもらってきた。景観啓発の趣旨からすれば、堅苦しく考えるのではなく、市民の方々が資源を素晴らしいと感じるかということが重要であると思う。「審査基準」でなく、「評価の視点と考えられる効果」との発言を聞いて、少し違和感のあった表現が訂正されると納得した。

■別表2「評価の視点と考えられる効果」に変更することで推薦する方法（案）の了承を得た。

### ⑤景観資源として市長が指定するまでの手順およびスケジュール（案）

■事務局（案）のとおり進める旨の了承を得た。

## 8. その他

### ①次回審議会の日程

■案件が決まり次第、各委員に連絡する旨の了承を得た